

川崎市老人集会所補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉施策の一環として、老人クラブに対して、老人集会所補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、老人集会所(以下「集会所」という。)の設置及び円滑な運営を補助することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 この補助金の交付対象となる補助事業は、本市会計期間(4月1日から翌年3月31日まで)に「川崎市老人集会所管理運営要綱」に適合した活動を行っている老人クラブが行う事業とし、対象となる経費は次に掲げるとおりとする。

(1) 設置費(初年度調弁費等)

(2) 運営費

(補助金の額)

第3条 市長は、集会所1ヵ所につき、次の金額を限度として補助金を交付する。

(1) 設置費 新たに設置される場合、1ヵ所 30,000円

(2) 運営費 1ヵ所につき、月額4,000円

(交付の申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとするものは、補助金の交付申請に当たり、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 老人集会所補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 事業計画書(第2号様式)

(3) 予算書(第3号様式)

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請の提出があったときは、内容を審査し、交付する補助金の額を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、老人集会所補助金交付決定通知書兼指令書(第4号様式)により通知する。

(交付方法)

第6条 安定的な老人集会所の運営に必要な経費のため、交付方法は概算払いとする。

(変更申請)

第7条 補助事業の内容や補助事業の経費の配分を変更しようとする場合、または補助事業を中止、再開、又は廃止しようとする場合においては、老人集会所事業変更申請書(第5号様式)に変更の内容及び理由を記載し市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた団体は、当該年度の事業が終了した日から起算して30日以内、又は補助金交付決定日の属する市の会計年度が終了した日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 老人集会所事業報告書(第6号様式)

(2) 老人集会所決算書(第7号様式)

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告書等を受領したときは、内容を審査し、交付条件に適合すると認めるときは、第3条に規定する算出方法により補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、老人集会所補助金額確定通知書(第8号様式)により通知する。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

(2) 補助金をほかの用途に使用したとき

(3) その他不正行為があると認められたとき

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第9条の規定により補助金額を確定し、残金がある場合、補助金の交付を受けた団体はこれを市長に返還しなければならない。

(書類の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた団体は、事業の執行にあたっては、経理に係る帳簿及び関係書類(以下「関係書類」という。)を整え、常に整備しなければならない。

2 補助金の交付を受けた団体は、前項に規定する関係書類のうち、収支の証拠書類は、当該補助事業完了の日の属する年の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調査及び監査)

第13条 市長は、この補助金の交付を受けたものに対して関係書類の提出及び報告を求め、事業内容を監査できるものとする。

(書類の経由)

第14条 この要綱に基づき補助金申請者が市長に提出する書類及び市長から申請者に交付する書類については、当該集会所の区域を所管する福祉事務所長を経由するものとする。ただし、補助金申請者が電子申請する場合においてはこの限りではない。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

第1号様式

川崎市老人集会所補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

団体名.....
 代表者名.....
 代表者住所.....
 代表者電話.....(.....)

年度老人集会所補助金として、次の金額を交付くださるよう関係書類を添えて申請します。

費 目	金 額	内 訳
運営費	金 円	年 月 日から 年 月 日まで 4,000円×カ月 =円
設置費	金 円	新たに設置された場合 1ヶ所 30,000円

第2号様式

年度事業計画書

年 月 日

施設の名称		集会所の名称	
所在地	電話 ()		
敷地面積		建物の面積	建築面積 m ² 延床面積 m ²
建物の構造	造 階建	集会所の面積	m ²
開設年月日		施設の所有者	
集会所の平面図（使用部分を朱線で囲ってください）別紙でも可			

	開所予定日	利用予定人員	行事・活動等
4月	・ ・		
5月	・ ・		
6月	・ ・		
7月	・ ・		
8月	・ ・		
9月	・ ・		
10月	・ ・		
11月	・ ・		
12月	・ ・		
1月	・ ・		
2月	・ ・		
3月	・ ・		
合計			

【支出の部】

科 目	金 額	説 明
会 場 借 上 料		
光 熱 水 費		
消 耗 品 費		
図 書 新 聞 等 購 入 費		
通 信 運 搬 費		
備 品 購 入 費		
合 計		

第4号様式

川崎市老人集会所補助金交付決定通知書兼指令書

川崎市指令健高在第 号

団体名

代表者住所

代表者名

年 月 日付けで交付申請のあった 年度川崎市老人集会所補助金については、次の条件を付けて、 円を交付する。

年 月 日

川崎市長

- 1 この補助金は、 年度川崎市老人集会所補助金交付要綱第2条に掲げる補助対象経費に充当することとし、他の目的に支出しないこと。
- 2 補助金の使途を明確にし、証拠書類及び関係帳簿を常に整備しておくこと。
- 3 虚偽の申請、その他不正な手続で補助金の交付を受けた場合及び精算の結果この補助金に残額が生じた場合は、この補助金の全額又は一部の返還を命じることがある。
- 4 年度終了後、この補助金に関する決算書及び事業報告書を速やかに提出すること。

第5号様式

老人集会所設置（運営）事業変更申請書

年 月 日	
(あて先) 川 崎 市 長	
団 体 名 _____	
代 表 者 名 _____	
代 表 者 住 所 _____	
代 表 者 電 話 _____	
年 月 日 付 け 第 _____ 号 により 交付 決定 を 受 け た 老人集会所設置（運営）費補助金に係る老人集会所設置（運営）事業を次のとおり変更する旨申請します。	
変更の内容	
変更の理由	

第6号様式

年度老人集会所事業報告書

年 月 日

団 体 名 _____
 代 表 者 名 _____
 代 表 者 住 所 _____
 代 表 者 電 話 _____

年度老人集会所事業実績について、次のとおり利用状況及び決算書を添えて提出いたします。

施設の名称		集会所の名称	
所在地	電話 ()		
敷地面積		建物の面積	建築面積 m^2
			延床面積 m^2
建物の構造	造 階建	集会所の面積	m^2
開設年月日		施設の所有者	
集会所の平面図（使用部分を朱線で囲ってください）別紙でも可			

老人集会所利用状況

	開所した日数	利用した人数	行事・活動等
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計	日間	人	

第7号様式

年度 老人集会所決算書

年 月 日

収入総額 _____

団 体 名 _____

支出総額 _____

差引残額 _____

代 表 者 名 _____

【収入の部】 残額 円については、翌年度に繰越します。

科 目		予 算 額	収 入 済 額	未 収 入 済 額	説 明
補 助 金	運 営 費				
	設 置 費				
合 計					

【支出の部】

科 目	予 算 額	支 出 済 額	未 支 出 済 額	説 明
会 場 借 上 料				
光 熱 水 費				
消 耗 品 費				
新 聞 等 購 入 費				
通 信 運 搬 費				
備 品 購 入 費				
合 計				

第8号様式

年度川崎市老人集会所補助金額確定通知書

団体名

代表者住所

代表者名

年 月 日付けで実績報告のあった 年度川崎市老人集会所事業
については、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものと認
め、次のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

1 補助金交付確定額

金 円

2 精算額

(1) 補助金(当初申請)額 円

(2) 補助金交付確定額 円

(3) 精算額(1) - (2) 円

年 月 日

川崎市長